

## 地域公共交通確保維持改善事業 令和7年度事業評価案について

木津川市地域公共交通総合連携協議会では、国土交通省の支援制度である「地域公共交通確保維持改善事業」を活用して、市内公共交通の確保・維持に取り組んでいます。

国庫補助金の交付を受けるためには、計画実施画及び事業評価の報告が必要となることから、令和7年度の地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）案を作成しました。

【令和7年度生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画・地域内フィーダー系統確保維持計画）については、令和6年6月開催の第67回協議会にて承認】

### 1. 事業評価の目的

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価は、協議会が生活交通改善事業計画に位置付けられた補助対象事業について、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的としています。

### 2. 事業評価の公表

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らにより事業の実施状況の確認、評価を行い、その結果を地方運輸局に報告すると共に、その内容を速やかに公表することとされています。

### 3. 地域公共交通確保維持改善事業の対象路線等について

#### ①地域間幹線系統【複数市町村にまたがる幹線バス】

- ・きのつバス（木-1、木-2、木-3）（3系統）

#### ②地域内フィーダー系統【幹線と接続して支線の役割をもって運行される路線バス】

- ・かもバス（路線定期運行）当尾線・奥畑線・通学線1、2、3
- ・かもバス（路線不定期運行）山田線・大畑線・観音寺線・南加茂台線・錢司線・西線
- ・やましろバス（路線定期運行）山城線北行・南行

#### 4. 事業評価

- 概要：計画の目標を達成したか、協議会が評価し国に提出  
評価：A 事業が計画どおり適切に実施された（する見込み）  
B 計画どおりに実施されていない点があった（一部達成できない見込み）  
C 計画どおりに実施されなかつた（達成できない見込み）  
評価期間：令和6年10月～令和7年9月  
提出期限：令和8年1月30日（金）  
その他：  
①事業評価を提出した後、国が二次評価を行う  
②二次評価の結果を受け、必要に応じて計画の見直しを実施

#### 5. 評価内容

- 地域間幹線系統（きのつバス）  
(1) 事業実施の適切性  
全路線（系統）について、計画どおり適切に運行されたためA評価とした。  
(2) 目標・効果の達成状況  
全路線（系統）について、全て目標を満たしていたためA評価とした。  
・1便あたり1.25人以上の利用者数を満たした。  
・計画の目標数値（218,239人）を満たした。
- 地域内フィーダー系統（かもバス・やましろバス）  
(1) 事業実施の適切性  
全路線（系統）について、計画どおり適切に運行されたためA評価とした。  
(2) 目標・効果の達成状況  
目標を満たした路線はA評価、一部目標（路線維持又は前々年度以上の利用者数）のみ満たした路線はB評価、目標（路線維持及び前々年度以上の利用者数）を満たさなかつた路線はC評価とした。  
・A評価 当尾線、山城線、大畠線、観音寺線、南加茂台線、西線  
・B評価 通学線、奥畠線、山田線、錢司線  
・C評価 なし